

Roomコネクト登録

\ アプリの登録は簡単3ステップ! /



①

ダウンロード



②

ID・PWで
ログイン

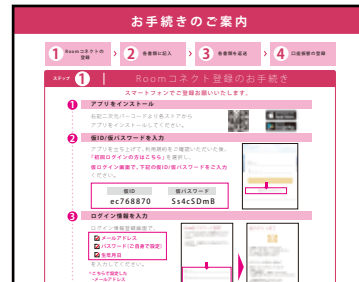


③

利用開始



! 「お手続きのご案内」書類が必要です



この書類を
チェック!

Roomコネクトアプリの利用には、左記の書類が必要になります。
「お手続きのご案内」に沿ってお手続きください。

株式会社 COMPASS

〒163-0230 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 30F

COMPASS

あなた
の暮らし
をサポート
安心・快適に



入居者様のお部屋に関する
お悩みやトラブルを

アプリ一つで解決!

入居者専用アプリ
Roomコネクト



お知らせ
掲示板



漏水など
緊急時の
ご連絡



お困りごと
のご相談

あなたの暮らしを 安心・快適にするアプリ

お部屋により暮らしやすく

ご入居者の暮らしをより過ごしやすいことを追及したスマートフォンアプリです。契約情報の確認やお部屋の掲示板、ゴミカレンダーの確認といった基本的なことから、チャット機能でいつでもお問い合わせいただけます。

チャットで「いつでも相談できる安心」を

水が出ない、水が漏れている、鍵がない、隣の部屋がうるさい。。
様々な生活のトラブルにチャットで対応します。

チャットによるご案内で解決できない場合は、修理・修繕等のため現場に出動しトラブルを解決いたします。

また、日々の生活をより過ごしやすいための相談窓口としてご利用いただけます。

24時間受付のサポート！チャットでトラブルを解決！



その他の機能 暮らしに役立つ機能を搭載！

ゴミカレンダー  お住まいのゴミ収集日が確認いただけます。	周辺施設情報  物件周辺のスーパーや飲食店、美容院等様々な施設が確認いただけます。	契約書類保管  契約書類を保管することでいつでも契約内容が確認いただけます。	星占い  毎日の運勢が確認いただけます。
お知らせ  お部屋に居ながら、掲示板の内容をいつでもご確認いただけます。	よくある質問  よくお問い合わせを頂く質問をいつでもご確認いただけます。	入居時写真保管  入居時の状況をアップロードすることで退去時に提示いただけます。	ニュース  yahoo!ニュースをカテゴリ別に表示いただけます。



駆けつけサポート

あんしん24

鍵や水まわりの緊急時のトラブルに駆けつけます



水まわりのトラブル

- ・蛇口の水漏れ・排水・トイレ詰まり
- ・配管からの水漏れ



鍵のトラブル

- ・鍵を紛失して家に入れない
- ・外出先に鍵を忘れてしまった



ガラスのトラブル

- ・空き巣侵入・ガラスを割られた
- ・自然災害でガラスが割れた

対応エリア:全国(一部離島、山間部を除く) 無償範囲:出張料金・時間別料金60分以内の作業料金
有償範囲:60分を超える特殊作業料金、部品代(ガラス、パッキンなど)
※ 災害、天災などが理由で当日の出動対応がでかねる場合があります

近隣トラブルサポート

情報を詳しくヒアリングし、解決に向けてサポートします

騒音



- ・上の部屋が真夜中に宴会をしていて眠れない
- ・隣部屋のTVの音がうるさい

迷惑行為



- ・郵便物の盗難
- ・玄関前にゴミがある

車両/私物の放置



- ・自分が契約した駐車場に知らない車が止まっている
- ・持ち主不明の自転車が長期間駐輪場に放置されている

不審者対応



- ・知らない人につきまとわれている
- ・挙動不審な様子の人が家の前にいる

喫煙



- ・共用部に吸い殻が落ちている
- ・ベランダでタバコを吸っている人がいて洗濯物が干せない

ゴミ出しマナー



- ・ゴミの収集の曜日を守らない
- ・分別されておらずゴミ置き場に置きっぱなしのゴミがある



暮らしの相談サポート



ガス

- ・お風呂のお湯が出ない
- ・コンロが点火しない



電気

- ・ブレーカーが落ちた
- ・TVが映らない



健康・医療相談

- ・不意なケガの応急措置
- ・栄養に関する食事相談



生活相談

- ・訪問販売の被害
- ・詐欺サイトの不正請求

お困りの際はアプリで気軽に問合せ
特に緊急時は下記にご相談ください



0120-029-600

外国語対応:英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語

Room コネクト 利用規約

この利用規約(以下「本規約」といいます)は、株式会社 COMPASS(以下「弊社」といいます)が提供する会員制サービス『Room コネクト』(以下「本サービス」といいます)の利用に関するルールを定めるものです。

第1条(本サービスの内容)
本サービスは、賃貸物件(以下「対象物件」といいます)の賃借人様およびその同居人様(以下総称して「入居者様」といいます)のための対象物件についての情報提供及び以下の各種サービスの提供等を内容とします。ただし、対象物件の所在地、対象物件の賃貸人(以下、「賃貸人」といいます)と弊社との委託内容その他の理由により、一部のサービスの提供を行えない場合があります。
●生活支援アプリ『Room コネクト』
対象物件についてのお知らせの通知、FAQ等のほか、各種サービスの利用ができる専用アプリ。
●駆けつけサポート
カギ・水まわり・ガラスのトラブルについて、24時間365日入居者様からのお電話によるご依頼に基づき専門の担当者が駆けつけるサービス。
●暮らしの相談サポート
健康・医療、スーカ等での生活上のトラブル、ガス給湯器のトラブル、電気のトラブル等について24時間365日入居者様からのお電話でのご相談に対応するサービス。
●近隣トラブル解決支援サービス
騒音、ゴミ出しマナー違反等の近隣トラブルの解決支援サービス。

第2条(本サービスの利用条件)
1 本サービスは、対象物件の入居者様のみが利用することができます。対象物件と異なる物件では利用することができません。
2 本サービスの利用には、対象物件について賃貸人が、弊社と本サービスの利用契約を締結している必要があります。同契約が解約等により終了した場合や、対象物件について管理会社等への管理移管等が発生し、対象物件が同契約の対象外となった場合等は、本サービスの提供が終了します。

第3条(提供期間)
本サービスの提供期間は、入居者様の対象物件の賃貸借契約期間中となります。ただし、前条2項の場合はこの限りではありません。

第4条(利用に関する留意事項)
1 本サービスの受付時間または提供時間は各種サービス毎に異なり、別途パンフレット等で入居者様にご案内する内容とします。
2 入居者様は、本利用規約、カタログ、パンフレット等に記載された内容に従って自らの責任と負担によりサービスを利用するものとします。なお、利用に際し、入居者様は本利用規約の内容を承諾したものとします。

第5条(対象物件への立入等)
弊社または弊社の業務提携先は、ガラスのトラブル・水周りのトラブル等への対応等のために、対象物件に立ち入ることが出来るものとします。ただし、入居者様が当該立ち入りについて承諾をされない場合にはこの限りではありません。

第6条(本サービスの利用料金)
第2条2項の記載の契約内容により、賃借人様は本サービスの利用料金をご負担いただく場合があります。

第7条(費用の負担)
弊社は、鍵の紛失など入居者様の過失による事故について本サービスの利用があった場合、対象物件の賃貸人を通じて工事費等の実費を請求させていただく場合があります。

第8条(再委託)
弊社は、本サービスについての業務の一部を外部に委託することがあります。

第9条(損害賠償)
1 弊社は、本サービスの提供にあたって、弊社の責めに帰すべき事由により入居者様に損害を与えた場合、入居者様に対して当該損害の賠償をいたします。
2 弊社に対して損害の賠償を請求する場合、入居者様は損害の発生の事実を知った後、遅滞なく弊社に対して通知し、弊社は現場確認や公的機関等から発行された証明書等により損害を確認したうえで、損害賠償を行います。入居者様がこの通知を怠った場合は、賠償に関する諸手続きが行えない場合があります。
3 弊社が賠償する損害の範囲は、弊社に故意または重過失がある場合を除き、お客様が直接かつ現実生じた通常の損害のみを対象とし、逸失利益、間接損害、特別損害は対象になりません。また、賠償額は、弊社に故意または重過失がある場合を除き、第6条により入居者様がお支払いいただいた1年分の本サービスの利用料金額を限度とします。

第10条(入居者様情報の取り扱い)
1 弊社は入居者様の個人情報情報をホームページ等に記載の「個人情報取扱規程」に基づき取り扱います。入居者様の個人情報の利用目的については、「個人情報の取り扱いについて」に記載のとおりとします。
2 弊社は、本サービスの提供につき弊社が提携している事業者及び弊社が本サービスに関する業務を委託している事業者に対し、必要な範囲で個人情報を提供、開示する場合があります。この場合、弊社は提携先または委託先との間で取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な措置を講じます。

第11条(権利譲渡の禁止)
入居者様は弊社の同意なしに本サービスに関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

第12条(本サービスの変更等)
弊社は、本サービスの提供について、サービス継続に必要な場合または経済情勢の変動等やむをえない事情が生じた場合は、入居者様の承諾または事前予告なしに内容を変更し、提供を停止することができるものとします。

第13条(本サービスの停止、免責事項等)
弊社は、以下各号に定める場合で本サービスまたは個別サービスの全部または一部の提供を継続できないと判断したときは、本サービスまたは当該個別サービスの提供を停止します(特定の入居者様に対する提供のみ停止する場合を含みます。以下停止の対象となるサービスを本条において「当該サービス」といいます。)。停止期間中、弊社は当該サービスの提供についての義務を免れるものとし、弊社の故意または重過失による場合でない限り、停止に起因する損害について責めを負わないものとします。
①天災地変、戦争、暴動、内乱、争議行動その他不可抗力による場合
②入居者様が暴力団、反社会的勢力またはこれらに準ずるものの構成員、または準構成員であることが判明した場合
③入居者様が本サービス利用時において、弊社、当該サービスの提供者またはそれらの提携先等(以下「弊社等」)に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、弊社等の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
④システムおよび電気通信設備障害・停電、本サービスに係るシステムおよび電気通信定期点検または緊急に行う保守点検
⑤専用アプリに著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービスを提供することが困難である場合、または困難であると弊社が判断した場合
⑥データの改ざん、ハッキング等専用アプリを提供することにより、利用者または第三者等が著しい損害を受ける可能性を弊社が認知した場合
⑦入居者様の対応、態度、行動等から判断し、弊社等が適正に当該サービスを提供することが困難であると判断した場合
⑧本サービスを行う際に、弊社等の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
⑨暴言・暴力やセクシャルハラスメント等、弊社等のサービススタッフの人格等を傷つける行為や言動があったときまたは、あったと弊社等が認めた場合
⑩入居者様が弊社に届け出た情報に虚偽が含まれていることが判明した場合
⑪パンフレット・WEBページ等に記載されている内容を超えるサービスの提供を求める行為が認められた場合
⑫その他、弊社等が本サービスの提供を継続することが不適切と判断する行為

第14条(反社会的勢力の排除)
1 入居者様は、次の各号の事項を確約します。
①自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、「反社会的勢力」という。)ではないこと。
②自らが反社会的勢力ではなかったこと。
③反社会的勢力を利用しないこと。
④反社会的勢力と交際がないこと。
2 弊社は、入居者様が前項の確約に反する事実が判明した場合には、書面にて通知を行うことにより、何らの催告も行うことなく、本サービスの提供を中止することができます。
3 前項の規定により本サービスの提供が中止された場合でも、弊社は、中止により入居者様に生じる損害について、賠償責任を負いません。

第15条(利用規約の変更)
本規約及び個別サービスについての利用規約(以下「本規約等」といいます。))は、入居者様からの個別の同意を得ることなく変更されることがあります。ただし、本規約等の変更は、民法第548条の4の定めに基づき、効力発生時期を定め、ホームページへの掲載、入居者様への通知、その他の適切な方法により変更内容を周知したうえで行うものとします。

第16条(協議事項)
入居者様と弊社は、本規約等に定めのない事項については、法令に従うほか、誠意をもって協議いたします。

第17条(管轄合意)
本規約等または本サービスに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

家財保険「すまいレスキュー保険 A」

家財保険				
1火災	2落雷	3破裂または爆発	4給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ	5風災・ひょう災雪災 ※家財の損害額に条件はありません。
6建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊	7騒じょうなど	8家財の盗難 ※1事故、50万円限度。	9通貨の盗難 ※通貨は1事故、1世帯20万円限度。	10預貯金証書の盗難 ※預貯金証書は1事故、1世帯につき保険金額を限度。
11いたずら ※1事故、30万円限度。	12水害 ※保険金は再調達価額に占める家財の損害割合によって異なります。	13持ち出し家財保険金 一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建物内で①～⑧の事故によって損害を受けた場合		

賠償責任保険	
14 家主様への賠償責任 火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	15 第三者に対する賠償責任 居住する住宅の使用または管理に起因する偶然な事故または日本国内での日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

さらに次の費用保険金等が付帯されます		
臨時費用	水道管等修理費用	ドアロック交換費用
残存物清掃費用	緊急避難費用	ガラス交換費用
浴槽交換費用	損害防止費用	修理費用 (※借用住宅に限ります)
地震火災費用	ピッキング防止費用	近隣見舞費用
洗面台交換費用	便器交換費用	遺品整理費用

- 家財の損害額は再調達価額の基準で損害額をお支払いしますので、万一の場合でも損害賠償金で同等の家財が購入出来ます。(※ただし貴金属などは時価額で評価)
- 損害保険金等をお支払いする際にお客さまからの自己負担額はありません。
- 修理費用の補償には「住宅内での被保険者の死亡による借用住宅の損害(50万円限度)」を含みます。
- このパンフレットはすまいレスキュー保険 A の概要を説明したものです。詳細は取り扱い代理店またはレスキュー損害保険株式会社までお問い合わせください。
- このパンフレットに記載している、すまいレスキュー保険 A 以外の各種サポート、サービスの内容は、レスキュー損害保険株式会社が提供するすまいレスキュー保険 A の付帯サービスではありません。

レスキュー損害保険株式会社 <https://www.rescue-sonpo.jp/>

ご契約内容のご連絡は

すまいレスキュー保険 A 補償内容一覧	家財保険	保険金の種類	保険金等をお支払する場合	お支払する保険金等の額 (家財保険限度額100万円)	保険金をお支払できない主な理由
		損害保険金	①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ ⑤風災・ひょう災・雪災 ⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊 ⑦騒じょうおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑧家財の盗難 家財 ⑨通貨の盗難 通貨 ⑩預貯金証書の盗難 盗難後ただちに預貯金先と所轄の警察署に届出を行ったにもかかわらず預貯金先から現金が引き出された場合 ⑪いたずら 第三者によるいたずら（未遂事故を含む）により家財が損害を受けた場合 ⑫水害 床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合 床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合 床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合 家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額：保険金額を限度 ※貴金属等以外は再調達価額基準の損害額 ※貴金属等は時価額基準の損害額 (1個（組）ごとに30万円限度) 損害額：1事故につき50万円を限度 ※貴金属等は1個（組）ごとに30万円を限度 1事故、1世帯ごとに20万円を限度 1事故、1世帯ごとに保険金額を限度 1事故につき30万円を限度 損害額×100%：保険金額を限度 保険金額×10%を限度 保険金額×5%を限度 損害額×100%：保険金額を限度 1事故につき保険金額の20%に相当する金額を限度 ※貴金属等の場合は1個（組）ごとに30万円を限度 損害保険金×5%を限度 実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内での被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度 実費：1事故につき10万円を限度 保険金額×5% ※ただし家財の再調達価額の5%限度 実費：1事故につき3万円を限度 実費：1事故につき3万円を限度 実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 被災世帯数×5万円 ※1事故につき保険金額×5%を限度 実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用 実費：1事故につき100万円を限度 実費：1事故につき100万円を限度 実費：1事故につき100万円を限度 実費：1事故につき30万円を限度	・ご契約者や被保険者の故意もしくはは重大な過失または法令違反 ・家財もしくはは持ち出し家財の使用もしくはは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意 ・家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ ・家財が屋外にある間に生じた盗難 ※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。 ・持ち出し家財である自転車の盗難 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ・上記以外の放射性放射または放射能汚染など 〈洗面台交換費用保険金〉 ・洗面台以外（洗面ボウルと一体化していない鏡、収納器具、照明器具、水栓器具等）の破損または汚損 ・器具内部の破損または汚損 ・詰まりによる破損または汚損など 〈便器交換費用保険金〉 ・便器、便座、便ふた、タンク以外の破損または汚損 ・器具内部の破損または汚損 〈浴槽交換費用保険金〉 ・浴槽以外（洗い場、換気扇、浴室乾燥機、ドア、鏡、収納器具、水栓器具など）の破損または汚損 ・器具内部（浴槽のエプロンカバーの内部を含む）の破損または汚損 ・詰まりによる破損または汚損など
	損害防止費用	損害防止費用	上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用	実費	
	賠償責任保険	賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れにより被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 被保険者が入居物件の使用またはは管理に起因する偶然な事故または日本国内での日常生活における事故により、他人の身体の障害または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	実額（法律上の賠償責任の額） 1,000万円を限度	・ご契約者や被保険者の故意 ・地震もしくはは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と同居する者に対する賠償責任など ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

もしも家財保険・賠償責任保険の事故にあわれたら・・・
すまいレスキュー保険A事故受付専用ダイヤル（フリーコール）

0120-123-030

24時間
年中無休

家財保険「すまいレスキュー保険 A」

✓ 家財の損害

○ 保険金をお支払いする主な例	✕ 保険金をお支払いできない主な例
火災を起こし、家財が焼失してしまった。 火災による家財の損害を補償致します。	地震により、テレビが倒れ、破損してしまった。 地震による損害は、補償の対象外となります。
隣室からの火事による延焼で、家財が焼失してしまった。 類焼による家財の損害を補償致します。	隣室からの火事による類焼で、駐車場に置いていた車に損害が発生した 自動車は家財保険の目的には含まれないため補償の対象外となります。
上階からの漏水でテレビが故障してしまった。 他人の戸室で生じた事故による水漏れによる家財の損害を補償致します。	雨漏りでテレビが、故障してしまった。 雨漏りによる家財の損害は、補償の対象外となります。
台風でガラスが割れ、雨が吹き込み家財に損害が生じた。 風災による家財の損害を補償致します。	窓を閉め忘れた為、雨水が吹き込み家財に損害が生じた。 単なる雨水の吹き込みを原因とする家財の損害は、補償の対象外となります。
デパートでひったくり被害にあい、カバンを盗まれた。 一時的に持ち出された家財が、他の建築物内で盗難等の被害にあい損害を受けた場合は、持ち出し家財保険金をお支払致します。 ※地下通路やアーケードなど、もっぱら通路として利用される建築物内を除く。※現金は持ち出し家財保険金の補償対象外です。	デパートでカバンを置き忘れ、紛失してしまった。

✓ 入居者の法律上の賠償責任

○ 保険金をお支払いする主な例	✕ 保険金をお支払いできない主な例
家主様に対する賠償責任 洗濯機のホースが外れ、借用戸室の床に損害を与えてしまった。	排水管の老朽化が原因で階下に漏水してしまった。 老朽化による漏水は、建物所有者の責任となります。
火災を起こし、借用戸室を焼失させてしまった。	アイロンで、誤って床を焦がしてしまった。 火事に至らない焦損は、補償の対象外となります。
ガス爆発を起こし、借用戸室に損害を与えてしまった。	水槽を割ってしまい、借用個室の床に水濡れによる損害を与えてしまった。 給排水設備に生じた事故に伴う漏水ではない為、補償の対象外となります。
第三者に対する賠償責任 洗濯機のホースが外れ、階下の天井、家財に損害を与えてしまった。	自動車を運転中、他人に怪我をさせてしまった。 自動車事故による損害は、補償の対象外となります。
ベランダから物を落とし、歩いていた人に怪我を負わせてしまった。	勤務中に、誤って事務所内のガラスを破損させてしまった。 職務遂行中の事故は、補償の対象外となります。

※ これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。 実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味されます。

✓ 費用保険金等

○ 保険金をお支払いする主な例	✕ 保険金をお支払いできない主な例
誤って借用戸室の窓ガラスを割ってしまった。 [100万円限度]	老朽化により、給湯器が故障してしまった。 老朽化による設備の故障や汚れなどは補償の対象外となります。
寒暖差による自然現象、または熱を原因として、窓ガラスが破損した。 [100万円限度]	結露を原因として、借用戸室にカビの損害が発生した。 カビによる損害は補償の対象外となります。
化粧ピンを落とし、洗面台を破損してしまった。 [100万円限度] ※交換した場合が対象です。	
誤って、浴槽を破損させてしまった。 [100万円限度] ※交換した場合が対象です。	外出先で鍵を紛失し、ドアロックを交換した。 鍵の紛失は補償の対象外となります。
誤って、便器を破損させてしまった。 [100万円限度] ※交換した場合が対象です。	地震により、化粧ピンが落ち、洗面台が破損してしまった。 地震による被害は、補償の対象外となります。
凍結により、水道管や給湯器が破損した。 [10万円限度]	
部屋の鍵が盗難被害にあったため、ドアロックを交換した。 [3万円限度]	原因不明の水漏れが発生した為、原因調査を業者に依頼した。 原因調査費用は、補償の対象外となります。

※ これらは本保険金の概要をご理解いただくためのお支払い例です。 実際の保険金お支払いの判定基準は複合的な要素も加味されます。

重要事項説明書（被保険者向け）[契約情報]

1 商品の仕組み

この保険は、レスキュー損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が引き受ける家財保険（賠償責任保険特約付き）です。家財保険は、火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、賠償責任保険は偶然な事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。この保険には包括契約特約が適用されます。

2 包括契約特約について

保険契約者は法人または個人事業主に限ります。保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数、住宅の住所などを記載した帳簿を備え、当社からの求めがあれば帳簿を当社へ提出する必要があります。被保険者は、帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

3 主な特約とその概要

この保険で自動セットされる特約は、賠償責任保険特約、包括契約特約です。また、保険契約者の意向で賠償責任保険補償拡大特約、法人特約、立替払特約をセットすることができます。

4 補償の期間

保険契約者の帳簿に記載された補償開始日（通常は入居日）の午前 0 時に始まり、保険契約者の帳簿に記載された補償終了日（通常は解約日）の 24 時に終わります。

5 お引受条件

全ての被保険者が加入するプランは同一プランとなりますので、被保険者がプランを選択することはできません。

6 保険料の払込

保険料は保険契約者が当社へ支払いますので、被保険者が直接当社へ支払うことはありません。

7 解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金

解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金はありません。

8 被保険者について（範囲と制限）

被保険者は、この保険における住宅に居住する被保険者およびその同居者をいいます。被保険者は、保険契約者の帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

9 補償の重複

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や他社の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（※）

（※）1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

10 損害保険会社破綻時の取扱い

万一当社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

11 補償内容

補償内容、保険金等をお支払いする事由や保険金をお支払いしない事由はパンフレットにてご確認ください。

12 ご加入時およびご加入後にご注意いただきたいこと

他の保険契約がある場合、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、この保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。

13 クーリングオフ（契約申込の撤回等について）

保険契約者が法人または個人事業主のため、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

14 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- （1）ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく当社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることがあります。
- （2）火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を当社の調査前に処分なさないで下さい。
- （3）賠償責任にかかわる事故が発生した場合は、必ず保険会社にご相談の上、示談交渉を行ってください。保険会社の承認がないまま被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- （4）保険金請求の際は当社所定の次の書類をご提出いただきます。
 - ①保険金請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- （5）保険金請求権には時効（3 年）がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル：レスキュー損害保険株式会社

0120-123-030（通話料無料）【受付時間 24 時間 365 日】

15 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「そんぽ ADR センター」をご利用いただくことができます。

16 個人情報のお取り扱いについて

当社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

1. 個人情報の取得
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
2. お客様に関する情報の利用目的について
お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。
 - ①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い など
3. お客様に関する情報の外部への提供について
当社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。
 - ①当社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合 など

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては当社ホームページをご覧ください。以下のお問合せ窓口までお問い合わせください。

【引受保険会社】

レスキュー損害保険株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号 大手町野村ビル

TEL 03-6910-3277【営業時間 9:00 ～ 17:00（土日・祝日除く）】

株式会社 Casa の子会社である株式会社 COMPASS（東京都新宿区西新宿 2-6-1 ）が主たる保険契約者、また株式会社 Casa が従たる保険契約者となり、引受保険会社との間で締結した損害保険契約に基づきます。